

平成 25 年度 行政監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査（行政監査）
- 2 監査のテーマ 行政財産の目的外使用許可について
- 3 監査対象 市民文化部楠総合支所
- 4 監査実施期間 平成 25 年 11 月 21 日から平成 26 年 2 月 4 日まで
- 5 監査結果報告 平成 26 年 3 月 28 日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【楠総合支所】

<p>1（2）行政財産使用許可について ウ 行政財産使用許可書に「関係法令の遵守」の条文が入っていなかった。平成 23 年 7 月 5 日付け管財課長通知に基づき使用の許可を受けた者に対しても使用の許可を受けた物件を使用して行う業務に関する関連法の遵守と許認可等の取得の責務を定めた条文を追加すること。</p>	<p>【措置済】 平成 26 年 4 月 1 日 平成 26 年度から行政財産の使用許可にあたっては、管財課から通知のあった最新の様式を使用して、第 8 条、関係法令の遵守等の条項に漏れがないよう徹底した。</p>
<p>2（1）使用料の算定について ア 使用料に消費税及び地方消費税が課されていない。消費税法第 6 条及び消費税法施行令第 8 条に基づき消費税及び地方消費税を課すこと。</p>	<p>【措置済】 平成 26 年 4 月 1 日 平成 26 年度から楠福祉会館の駐車場部分については、消費税法第 6 条及び消費税法施行令第 8 条に基づき、消費税及び地方消費税分を加算して使用許可を行った。</p>
<p>3（2）使用状況の実査の記録について 実査は行われていたが、記録が文書にして残されていない。文書にして残すこと。</p>	<p>【措置済】 平成 26 年 4 月 1 日 行政財産の使用許可にあたっては、申請書のとおりを使用されているか記録として残すよう改めた。</p>